新旧対照表(館山市地域公共交通会議設置要綱の一部改正案)

改正前	改正後
館山市地域公共交通会議設置要綱	館山市地域公共交通会議設置要綱
平成 22 年 10 月 13 日告示第 56 号	平成 22 年 10 月 13 日告示第 56 号
平成 30 年 4 月 9 日 告示第 45 号	平成 30年4月9日 告示第45号
	平成 年 月 日 告示第 号
第1条~第6条 省略	第1条~第6条 省略
(会議)	(会議)
第7条 交通会議は、会長が招集する。	第7条 交通会議は、会長が招集する。
2 交通会議の議長は、会長をもって充てる。	2 交通会議の議長は、会長をもって充てる。
3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くこ	3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くこ
とができない。	とができない。
4 交通会議の議決の方法は、出席した委員の多数決に	4 交通会議の議決の方法は、出席した委員の多数決に
よるものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。	よるものとし, 可否同数のときは, 議長がこれを決する。
	5 会長は、有意義な議事運営を行うため、委員のうちか
6 交通会議は原則として公開とする。	<u>ら座長を指名することができる。</u>
	6 座長は、会議の議事進行を行い、座長に事故あるとき
	又は欠けたときは, 会長又は会長が指名する者がその職
	<u>務を代理する。</u>
	7 交通会議は原則として公開とする。
	8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を
	交通会議に出席させ、意見を聞くことができる。
とする。	9 交通会議の庶務は,館山市総合政策部企画課において処理する。
第8条~附則 省略	10 地域公共交通会議に関する相談, 苦情, その他に対
20 - 20 - 1112 G - 112 G	応するための連絡・通報窓口は会長が別に定めるものと
	する。
	第8条~附則 省略
	平成22年10月13日告示第56号 平成30年4月9日 告示第45号 第1条~第6条 省略 (会議) 第7条 交通会議は、会長が招集する。 2 交通会議の議長は、会長をもって充てる。 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 4 交通会議の議決の方法は、出席した委員の多数決によるものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。 5 交通会議は原則として公開とする。 6 交通会議は原則として公開とする。